

行 事 委 員 会 内 規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、学会の行事に関する企画立案を円滑に行うために、行事委員会を置く。
2. 本委員会は若干名の委員で構成する。
 - (1) 委員長には、正会員、名誉会員の中から理事会の議を経て、会長が委嘱した行事幹事があたる。委員長の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
 - (2) 本委員会の委員は、委員長によって、正会員、名誉会員の中から指名され、理事会で承認され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年とし選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
3. 本委員会は、理事会の決定した基本方針に基づいて下記の事項を行う。
 - (1) 年会および研究発表会におけるシンポジウムの企画立案
 - (2) 特別講演会および講習会の企画立案
 - (3) その他行事に関する事項の企画連絡立案
4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

岩 石 鉱 物 学 編 集 委 員 会 内 規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、岩石鉱物科学の編集および発行のために、岩石鉱物科学編集委員会を置く。
2. 本委員会は、1名の編集委員長と複数の編集委員で構成する。
 - (1) 編集委員長は、和文誌編集幹事が担当し会長が指名、理事会に報告する。編集委員長の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
 - (2) 編集委員は、編集委員長が指名し、会長がこれを委嘱する。その任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
 - (3) 編集委員長は、編集委員から1名を副編集委員長に指名する。
3. 編集委員会は下記の事項を行う。
 - (1) 岩石鉱物科学の編集方針、投稿規定、体裁を検討する。
 - (2) 岩石鉱物科学の編集を行い、発行計画を立て、それを実行する。
 - (3) 次期編集幹事を会長に推薦する。
 - (4) 委員の交替は、委員会の了承を必要とする。
4. 本内規の変更は、編集委員会の承認および日本鉱物科学会の理事会の承認を必要とする。

附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

JMPS (Journal of Mineralogical and Petrological Sciences)

編 集 委 員 会 内 規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、運営細則第7条(5)の定めるところにより、英文誌JMPS(Journal of Mineralogical and Petrological Sciences)の円滑な編集および発行を目的として、JMPS編集委員会を置く。
2. 本委員会は、編集委員長、副編集委員長、編集委員、および編集顧問で構成する。
 - (1) 編集委員長は、一般社団法人日本鉱物科学会運営細則第1～5条によって会長に委嘱された英文誌編集幹事が担当する。編集委員長は、各年度2回以上、編集委員会を招集し、総括する(ただし、通信による会議を含む)。
 - (2) 編集委員は、編集委員長が指名し、会長が委嘱する。編集委員は、原則として正会員から選出するが、専門領域によっては、会員以外から若干名を選出することができる。
 - (3) 副編集委員長は、正会員である編集委員の中から3名を編集委員長が指名し、会長が委嘱する。副編集委員長は、編集委員長の職務を補佐し、もし、編集委員長に事故があるときは、副編集委員長が協力してその職務を代行する。
 - (4) 編集顧問は、編集委員長が指名し、会長が委嘱する。編集顧問は、JMPSの質と知名度の向上に貢献することを職務とし、編集委員会の他のメンバーと協力し、JMPSの編集および発行に助言、提案を行う。
 - (5) 編集委員長、副編集委員長、編集委員および編集顧問は、その任期を2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。再任を妨げない。なお、任期途中の編集委員および編集顧問の交替は、委員会の了承を必要とし、その任期は前任者の残任期間とする。
3. 本委員会は、第1条の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) JMPSの企画、編集、投稿規定、体裁などに関すること

- (2) 投稿論文の査読審査に関すること。
 - (3) 論文掲載の決定に関すること。
 - (4) その他、編集、刊行に関すること。
 - (5) 次期英文誌編集幹事を会長に推薦すること。
4. 本内規の変更は、編集委員会の承認および日本鉱物科学会の理事会の承認を必要とする。

附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

2019年8月29日改正

2022年12月22日改正

渉外委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、学会の渉外に関する企画立案を円滑に行うために、渉外委員会を置く。
2. 本委員会は若干名の委員で構成する。
 - (1) 委員長には、正会員、名誉会員の中から理事会の議を経て、会長が委嘱した渉外幹事があたる。委員長の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
 - (2) 本委員会の委員は、委員長によって、正会員、名誉会員の中から指名され、理事会で承認され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
3. 本委員会は、理事会の決定した基本方針に基づいて下記の事項を行う。
 - (1) 国内外における他学会、行政など外部との折衝
 - (2) 国際交流に関する企画立案および業務の遂行
 - (3) その他国際交流に関する事項
4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この内規は、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

広報委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、学会の広報を円滑に行うために、広報委員会を置く。
2. 本委員会は若干名の委員で構成する。
 - (1) 委員長には、正会員、名誉会員の中から理事会の議を経て、会長が委嘱した広報幹事があたる。委員長の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
 - (2) 本委員会の委員は、委員長によって、正会員、名誉会員の中から指名され、理事会で承認され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
3. 本委員会は、理事会の決定した基本方針に基づいて下記の事項を行う。
 - (1) 学会ホームページの管理などの学会活動に関するアウトリーチ業務
 - (2) 報道機関との対応
 - (3) その他広報に関する事項
4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

Elements委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、雑誌Elementsのニュース記事に関する企画立案と作成のために、Elements委員会を置く。
2. 本委員会は、1名の委員長と庶務、GKK, JMPS, 行事、渉外、広報の各幹事の役職指定委員およびSociety News Editor, Executive Committee Member, その他の数名の委員で構成する。
 - (1) 委員長には、正会員、名誉会員の中から理事会の議を経て、会長が委嘱したElements幹事があたる。委員長の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
 - (2) 上記役職指定委員以外のその他の委員は、委員長が指名し、理事会で承認され、会長がこれを委嘱する。

その任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。

- (3) 委員長は、委員から1名を副委員長に指名する。
 - (4) 雑誌Elementsの「Society News Editor」は委員長が担当し、会長が指名する。
 - (5) 雑誌Elementsの「Executive Committee Member」は会長が担当する。
3. Elements委員会は下記の事項を行う。
 - (1) 雑誌Elementsの各参加学会のニュース記事に関する企画立案を行う。
 - (2) 上記記事を作成、Elements事務局へ送付する。
 - (3) 雑誌Elementsの編集会議に参加する。
 4. 本内規の変更は、日本鉱物科学会の理事会の承認を必要とする。

附則

この内規は、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

将来企画委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、必要に応じて将来企画委員会を置くことができる。
2. 本委員会は、理事会から本会の長期計画・活動方針等について諮問された場合に設置される。
3. 本委員会は10名の委員と諮問に関係する幹事で構成する。
 - (1) 委員は、委員長によって、正会員、名誉会員の中から指名され、理事会で承認され、会長がこれを委嘱する。
 - (2) 10名の委員のうち、少なくとも2名は理事とする。
 - (3) 委員の任期は、委嘱された日から2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで）とするが、任期内に答申が終了した場合は、理事会の議を経て、委員会を解散することができる。但し、その答申に関して定例総会で報告する必要がある場合は、その定例総会終了時までとする。
 - (4) 委員長は副会長が担当し、会長が指名する。副委員長は委員の中から委員長が指名する。
 - (5) 副委員長は、委員長に事故があったとき、これを代行する。
4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

令和2年(2020年)8月29日改正

名誉会員推薦委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、必要に応じて名誉会員推薦委員会を置くことができる。
2. 本委員会は、鉱物科学またはこれと密接に関連する学問分野において特に業績顕著な者、または本会に対し特に功労のあった者を名誉会員として理事会に推薦することを目的とする。

なお、名誉会員の適正総数は会員総数の概ね1.5%とする。
3. 本委員会は、理事会から名誉会員候補者の推薦を行うように諮問された場合に設置される。但し、理事会において以下を審議し、承認された場合に限る。
 - (1) 会員幹事は、5月の第2回定例理事会直前に名誉会員適正総数を確認し、追加できる名誉会員数がある場合、理事会に報告する。
 - (2) 会長は、上記報告を受け、追加できる名誉会員数が適切であるか理事会に諮り、審議の結果、名誉会員の追加が認められた場合。
4. 本委員会は5名の委員で構成する。
 - (1) 委員は、理事会において正会員、名誉会員の中から選出して、会長がこれを委嘱する。
 - (2) 委員の任期は、委嘱された日から理事会への答申を終える日までとする。但し、その答申に関して定時総会で報告する必要がある場合は、その定時総会終了時までとする。
 - (3) 委員長は委員の中から会長が指名する。
5. 本委員会は、次に掲げる基準のいずれかを満たす者を名誉会員として理事会に推薦することができる。
 - (1) 鉱物科学またはこれと密接に関連する学問分野において、国際的な賞を受賞した者
 - (2) 上記(1)に準ずる賞を受賞した者
 - (3) 鉱物科学またはこれと密接に関連する学問分野において、世界的に顕著な業績をあげた者
 - (4) 本会に対し特に功労のあった者
例えば、日本鉱物科学会会長や和文誌、英文誌編集委員長などの重責な任務経験者
6. 本委員会は、上記5に掲げる基準を満たす名誉会員候補者を選出し、業績を吟味し、必要な場合は調査し、それを元に審議し、名誉会員として相応しい候補者を第2回理事会で認められた人数以内で推薦し、推薦理由書を添えて理事会に答申する。
7. 会長は、前項によって答申され、推薦された名誉会員候補者を理事会に諮り、その承認を得て名誉会員として決定する。

8. 名誉会員認定書の授与は定時総会において行う。
9. 名誉会員の氏名は、本会ホームページ等に写真と共に略歴を記載して公表する。
10. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。
令和4年(2022年)5月21日改正

細 則 等 検 討 委 員 会 内 規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、必要に応じて細則等検討委員会を置くことができる。
2. 本委員会は、理事会から諮問された細則等を検討し、その結果を理事会に答申することを目的とする。
3. 本委員会は、理事会から細則等の検討について諮問された場合に設置される。
4. 本委員会は5名の委員で構成する。
 - (1) 委員長には、正会員、名誉会員の中から理事会の議を経て、会長が委嘱した特務幹事があたる。
 - (2) 委員は、委員長が正会員、名誉会員の中から委員を指名し、理事会での承認を経て、会長がこれを委嘱する。
 - (3) 委員の任期は、委嘱された日から2年(選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで)とするが、任期内に答申が終了した場合は、理事会の議を経て、委員会を解散することができる。但し、その答申に関して定例総会で報告する必要がある場合は、その定例総会終了時までとする。
5. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。
令和2年(2020年)9月18日改正

新 鉱 物 ・ 命 名 ・ 分 類 委 員 会 内 規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会に新鉱物・命名・分類委員会を置く。
2. 本委員会は、IMA新鉱物・命名・分類委員会の意向を受けて、下記の業務を行う。
 - (1) IMA新鉱物・命名・分類委員会の活動に関わる事項。
 - (2) その他、新鉱物および鉱物名に関して必要と認める事項。
3. 本委員会は、若干名の委員で構成する。
 - (1) 委員長は、会長が指名する。本委員会委員長は、IMA新鉱物・命名・分類委員会の日本代表委員を兼務する。委員長の任期は2年(選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで)とし、留任を妨げない。
 - (2) 委員は、委員長によって、正会員、名誉会員の中から指名され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年(選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで)とし、留任を妨げない。
 - (3) (イ)委員長に事故があったとき、および(ロ)委員長が正当な理由によって辞任を申し出たときは、上記3の(1)により委員長の後任を決める。この場合の任期は、前任者の残りの期間とする。
 - (4) 委員の交替は、委員会の了承を必要とする。
4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

教 育 普 及 委 員 会 内 規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会に教育普及委員会を置く。
2. 教育普及委員会は、初等中等教育や大学基礎教育における鉱物科学およびその関連分野の成果の普及と後継者の育成、これらの分野の教育に関わる教職員への支援、博物館や出版・報道機関などを通じての一般社会へのこれらの分野の成果の普及を目的として活動する。
3. 教育普及委員会は、他の関連学会の教育普及関係の委員会と協力して地球科学教育全体の振興に貢献することをめざし、鉱物科学分野の専門学会の立場から地球科学教育を支援する。
4. 本委員会は5名の委員で構成し、学校教員や博物館職員など教育普及を主たる業務とする会員2名以上と理事1名以上を委員に含むこととする。
 - (1) 委員長は、会長が指名する。委員長の任期は2年(選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで)、留任を妨げない。
 - (2) 委員は委員長によって正会員、名誉会員の中から指名され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年(選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで)とし、留任を妨げない。
 - (3) 必要に応じ、理事会の議を経て若干名の委員を加えることができる。

- (4) 委員の交替と追加は委員会の了承を必要とする。
 5. (イ) 委員長または委員に事故があったとき、および(ロ) 委員長または委員が正当な理由によって辞任を申し出たときは、上記4によりその後任を決める。この場合の任期は、前任者の残りの期間とする。
 6. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。
- 附則
この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

博物館委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会に博物館委員会をおく。
 2. 博物館委員会は、鉱物科学およびその関連分野の博物館の学芸員、研究員、職員の連携強化を目的として以下の活動を行う。
 - (1) 鉱物科学およびその関連分野の博物館での企画（標本の貸し借り、共催の観察会など）の協議。
 - (2) IMA博物館委員会への対応。
 - (3) 国際会議International Conference on Mineralogy and Museumsへの対応。
 - (4) その他、鉱物科学およびその関連分野の博物館に関して必要と認める活動。
 3. 本委員会は若干名の委員で構成する。
 - (1) 委員長は、会長が指名する。本委員会委員長はIMA博物館委員会の日本代表委員を兼務する。委員長の任期は2年(選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで)とし、留任を妨げない。
 - (2) 委員は、委員長によって、正会員、名誉会員の中から指名され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年(選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで)とし、留任を妨げない。
 - (3) (イ) 委員長に事故があったとき、および(ロ) 委員長が正当な理由によって辞任を申し出たときは、上記3の(1)により委員長の後任を決める。この場合任期は、前任者の残りの期間とする。
 - (4) 委員の交代は、委員会の了承を必要とする。
 4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。
- 附則
この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

日本鉱物科学会賞規定

- 第1条 本規定は、運営細則第26条第2項により、表彰に関する必要な事項を定める。
- 第2条 本会に日本鉱物科学会賞（以下「本賞」という）を設け、鉱物科学およびその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員にこれを贈呈し、その業績を称える。
- 第3条 本賞の贈呈は原則として毎年2名以内とし、総会において受賞者を表彰する。
- 第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。
- 第5条 委員会は11名の委員で構成する。
 1. 委員長は会長が指名し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
 2. 委員のうち、1名は会長とする。残り9名は委員長が正会員、名誉会員の中から指名し、理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。但し委員のうち、2名以上は理事とする。
 3. 委員の任期は、委嘱された日から表彰を行う定例総会終了時までとする。再任を妨げない。
 4. 委員長は会務を統括する。
 5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
 6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
 7. (1) 辞退者がでた場合、および(2) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。
- 第6条 本賞の選考は次の通り行う。
 1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
 2. 会員は、公募記事にしたがって本賞受賞候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
 - (イ) 受賞候補者名とその所属（連絡先）
 - (ロ) 受賞対象となる業績
 - (ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。
 3. 委員会は、期日以内に推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認められた者を選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。
- 第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。
- 第8条 本賞を受賞した者は、年会において学会賞受賞講演を行い、講演内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。
- 第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。
- 第10条 本賞の英文名はJapan Association of Mineralogical Sciences Awardとする。
- 第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

令和2年(2020年)9月18日改正

渡 邊 萬 次 郎 賞 規 定

第1条 本規定は、運営細則第26条第3項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に渡邊萬次郎賞を設け、会員に贈呈する。本賞は渡邊萬次郎博士の寄付金を基金とし、鉱物科学およびその関連分野において卓越した研究業績をあげ、長年にわたりこれらの分野の発展に貢献した者を表彰するため、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は、原則として毎年1名とし、総会において受賞者を表彰する。

第4条 本会は受賞者を選考するために渡邊萬次郎賞選考委員会を設ける。

第5条 委員会は8名の委員で構成する。

1. 委員は、委員長が正会員、名誉会員の中から委員を指名し、理事会での承認を経て、会長がこれを委嘱する。但し委員のうち、2名以上は理事とする。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
7. (1) 辞退者がでた場合、(2) 委員会が必要と認めた場合、および(3) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 委員会は授賞候補者をえらび、選考理由を付して第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第9条 本賞の英文名はManjiro Watanabe Awardとする。

第10条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

令和2年(2020年)9月18日改正

日 本 鉱 物 科 学 会 論 文 賞 規 定

第1条 本規定は、運営細則第26条第4項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会論文賞（以下本賞」という）を設け、本会会誌に印刷公表された鉱物科学およびその関連分野における優れた研究論文を選考し、著者である会員に対し、本賞を贈呈する。

第3条 本賞受賞の審査の対象となる論文は、受賞年の年初から遡って3ヶ年以内に、岩石鉱物科学またはJournal of Mineralogical and Petrological Sciencesに印刷公表されたものとする。

第4条 本賞の贈呈は、原則として年2件以内とし、総会において受賞者を表彰する。

第5条 本賞受賞候補論文を選考するために、本会に日本鉱物科学会論文賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第6条 委員会は10名の委員で構成する。

1. 委員は、委員長が正会員、名誉会員の中から委員を指名し、理事会での承認を経て、会長がこれを委嘱する。但し、委員のうち、2名以上は理事とする。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. (1) 委員の辞退者がでた場合、および(2) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第7条 委員会は、授賞に値すると認めた2編以内の論文を選び、選考理由と会員の著者名を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第8条 会長は、前条によって報告された受賞候補論文を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞論文を決定す

る。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名はJapan Association of Mineralogical Sciences Research Paper Awardとする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

令和2年(2020年)9月18日改正

日本鉱物科学会研究奨励賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第5項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会研究奨励賞（以下「本賞」という）を設け、鉱物科学およびその関連分野において顕著な研究業績をあげた当該年度4月1日時点で37歳以下あるいは博士号取得10年以内（ただし、育児や介護、本人の病気等により研究に従事できなかった期間については勘案する）の会員に対し、本賞を贈呈する。

第3条 本賞の贈呈は原則として年2件以内とし、総会において受賞者を表彰する。ただし、本賞の授与は同一人に対しては一度限りとする。

第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会研究奨励賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第5条 委員会は10名の委員で構成する。

1. 委員は委員長が正会員、名誉会員の中から委員を指名し、理事会での承認を経て、会長がこれを委嘱する。但し、委員のうち、2名以上は理事とする。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
7. (1)辞退者がでた場合、および(2)何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
2. 会員は、公募記事にしたがって本賞受賞候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
(イ) 受賞候補者名とその所属（連絡先）
(ロ) 受賞対象となる業績
(ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。
3. 委員会は、期日以内に推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認めたと者

を原則として2名以内を選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、年会において受賞講演を行い、講演内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名は、Japan Association of Mineralogical Sciences Award for Young Scientistsとする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

令和2年(2020年)9月18日改正

令和3年(2021年)5月29日改正

日本鉱物科学会応用鉱物科学賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第6項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会応用鉱物科学賞（以下「本賞」という）を設け、鉱物科学の応用研究分野で顕著な研究業績をあげた者にこれを贈呈し、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は、原則として毎年1名とし、総会において受賞者を表彰する。

第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会応用鉱物科学賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第5条 委員会は10名の委員で構成する。

1. 委員は、委員長が正会員、名誉会員の中から委員を指名し、理事会での承認を経て、会長がこれを委嘱する。但し委員のうち、2名以上は理事とする。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
7. (1) 辞退者がでた場合、(2) 委員会が必要と認めた場合、および(3) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
2. 会員は公募記事にしたがって、本賞受賞者候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
(イ) 受賞候補者名およびその所属（連絡先）
(ロ) 受賞対象となる業績
(ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。但し、非会員を推薦する場合はその旨を明記する。
3. 委員会は、推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認めた者を原則として1名選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、研究内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名はJapan Association of Mineralogical Sciences Award for Applied Mineralogy とする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

令和2年(2020年)9月18日改正

櫻井賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第7項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に櫻井賞並びに櫻井賞奨励賞を設け、会員に贈呈する。櫻井賞は新鉱物の研究に貢献し、顕著な業績のあった会員に、櫻井賞奨励賞は記載鉱物学上の顕著な業績のあった若手の会員にこれを贈呈し、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は総会において行う。

第4条 本賞は賞状・メダルおよび副賞とする。

第5条 本賞受賞者を選考するために、本会に櫻井賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第6条 委員会は若干名の委員で構成する。

1. 委員は、委員長が推薦し、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。再任を妨げない。
3. 委員長は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 委員に辞退者がでた場合は、必要に応じ理事会の議を経てこれを補充することができる。

第7条 委員会は、授賞に値すると認めた者を選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第8条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第9条 本賞の英文名は、櫻井賞はSakurai Medal、櫻井賞奨励賞を Sakurai Promotion Medalとする。

第10条 本賞の選考・表彰などにかかわる経費は櫻井記念基金より支出する。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則 副賞の金額は理事会の議を経て委員会がこれを定める。

この規定は、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。